

協議第 15 号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 6 月 13 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協定項目	12	条例、規則等の取扱いについて
両町が制定している条例、規則等については、次のとおり調整する。 1 合併協議会で確認された事務事業にかかる条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整備する。 2 両町が同一又は 1 団体のみ制定している条例、規則等で、そのまま新町に引き継ぐ事務事業に関するものは、原則として現行のとおりとする。 3 類似又は相違している条例、規則等については、どちらかを基本に調整統一する。 4 条例、規則等の制定にあっては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備する。 ア〔即時〕合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる必要があるもの。 イ〔暫定〕従来、旧町で施行されていた条例、規則等を引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。 ウ〔逐次〕合併後、逐次制定し施行させるもの。 エ〔廃止〕廃止すべきもの。		

平成 16 年 6 月 13 日 確認・継続審議